

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和2年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、1.新庁舎等完成に向けてのコミュニティーバス運行実施について、2.第3波コロナ危機の下での町の対策について、3.デジタル化と学校現場での教育課題について、4.介護保険20年、第8期に向けての保険料引下げについての4点を質問を致します。

まず、最初の1点目、新庁舎等完成に向けてのコミュニティーバスの運行についてであります。

過疎化や高齢化、人口減少など地域社会を取り巻く諸課題は、ますます多様化かつ複雑化しております。とりわけ住民の足をどのように確保していくのかが問われております。地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増し、高齢者をはじめとする住民の足の確保は切実な課題となっております。地域の公共交通をめぐって国の政策転換や人手不足といった状況を踏まえつつ、自動運転、ライドシェア——つまり相乗りでございます——また住民主体の運営、MaaSなどをはじめとした様々な取組も始まっており、今、持続可能な地域づくりのために交通権が保障された地域公共交通政策はどうあるべきかが問われております。

そこで、我が多度津町の場合、高見島、佐柳島の2島の島嶼部があり、島民の足としてフェリーがあります。また、予讃線、土讃線の分岐点としてJR多度津駅があり、その西側の予讃線に海岸寺駅があります。かつて、海上、陸上の交通要地として昔栄えた多度津町は少子・高齢化に伴い、高齢者、障害者人口の増加による免許返納者や少子化に伴う幼稚園の再編成などで交通弱者と言われている方々が増えており、また新庁舎、福祉センターの新築、移転が、令和4年3月末完成を目指しての建設工事が始まっております。このようなことから、我が多度津町でもコミュニティーバスを運行して、町内及び近隣市町への利便性及び公共交通空白地域の解消及びJRの利用促進や企業の雇用確保、障害者就業支援、通勤・通学、イベント参加など多様な分野で連携することで町外連携による交流人口の増加や地域ニーズに合った地域交通を形成し、事業継続性を高めるため、今からコミュニティーバスの実験実証に取り組むことが必要であります。

既に近隣の町では琴平町が実証運行中として、環境省によるIoT技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業の一環として行っております。「コトコト感幸バス」として乗車定員10名——これは運転手を含む——でございます。1.最高速度は19キロメートルアワー、のんびり景色を楽しむには最高ですが、お急ぎの方には向きません。2.窓ガラスはなく、風や音を感じられる開放感が魅力的で、雨の日や寒い日は透明のシートを下ろすので快適でございます。3点目に人と町に優しいバスとして、電気、つまりバッテリーで動くので、環境負荷が小さく、スピードが遅いので安全ということで、現在実証運行中であります。町内コースは、週2回、月曜日、木曜日が琴平コース、1日6回、火曜日、金曜日が榎井・五條コース、1日6回、水曜日、土曜

日が象郷コース、1日6回の3コースになっており、日曜日は観光コースとして町内周回コース、1日7回となっており、観光客には好評とのこととあります。また、スマホアプリでの情報配信でのバスの運行状況、時刻表・混雑状況を確認することができ、琴平町内4カ所で画面の掲示場所があり、一目で分かるようになっており、アプリをダウンロードできるようになるそうとあります。

琴平町が導入の経緯については1、町内にコミュニティーバスがないことや高齢化の進展——38.6%——による交通弱者が増えており、買物、銀行、病院等へ行くための交通手段の確保を求める住民要求が以前より上がっており、町内のスーパーマーケットは現在では1店舗のみであったこと。2点目に、平成31年4月2日から24日まで、レンタルしたeCOM-8を無料で町内を走行させる実証実験を行い、利用者に対し今後の導入に対し、今後の導入に対する意見や利用方法等についてのアンケート調査を行った。3点目に、平成31年4月末、環境省による選定団体が発表——7団体でございます——これがされ、琴平町・香川県、いわき市・福島県、由布市・大分県の3団体が10人乗り、福島交通株式会社、これは福島県飯舘村であります、河内長野市・大阪府、大田市・島根県、尾道市・広島県の4団体が7人乗りになったこと。4点目に、今回の実証実験については、実証期間が最長3カ年、これには有料化が必須であることが条件になっております。貸与車両は、eCOM-8-2の1台で、これは原則は返却をするということとでございます。設置検討中IoT機器は、バスロケーションシステム、乗降者カウントシステム、主要施設へのサイネージ、5カ所、タブレット貸与、貸出し等の4点ということとでございます。

そこで、この「コトコトバス」について写真を見て頂きたいと思っております。このようになっております。これが正面でございます。これが裏側でございます。それから「コトコト観光バス」の運転席はこのようになっております。それから座席がこのように9人乗りでございます。これが琴平の、今、実証実験している概要でございます。

また、宇多津町でも国の補助を受けるため、JR宇多津駅への丸亀からのコミュニティーバスとの接続をするためにフィーダー補助を受けようとしているために、町で実績をつくり、乗降人数、運行日数、運行計画などを国土交通省四国運輸局交通政策部交通企画課宛てに、来年度に交付申請及び交付決定をしてもらうために、今年2020年10月より「みんなのおでかけバス」の試験運行を開始し、この日から3年間、2023年9月まで実施するとのことと住民の利用アンケート、意見集約をするとのこととでした。車はハイエースのワゴン車、1台12人乗りで町所有として新規購入。右回りルート、左回りルートとして東西南北方向での運行で、停留所を53カ所に設定しております。そして有償バスとして、1乗車、大人200円、子供、障害者、100円、回数券は大人2,000円——これはプラス1枚の11枚——子供1,000円——これも1枚プラスの11枚——で、通常料金より1回分お得となっており、子供料金は小学生以下であり、6歳未満は無料となっており、障害者料金は障害者手帳や療育手帳などの提示をすることになっているそうとあり

ます。運行時間は朝7時から夜6時までの運行で、運転手2人体制で、昼前に交代するというので、1周で1時間、東西南北で2時間かかるということでした。そこで、これについても宇多津町の「おでかけバス」は赤色でこのようになっております。これが正面でございます。また、裏の方はこのようになっております。これが宇多津町の「おでかけバス」です。それから運転席はこのように自動化されており、自動化というんか機器がしてあります。それからこれが座席でございます。このようにしております。

そこで、お尋ねを致します。

1点目には、近隣の琴平町、宇多津町では住民の足としての「コトコト観光バス」、「みんなのおでかけバス」の実証をプロジェクトとして取り組んでおりますが、新庁舎移転、白方幼稚園の休園、本通りの町並み保存など町内外の生活の足を確保するために、町としては2町の取組についてどのように考えるのか、また町としての具体策はあるのか。

2点目に、財源を工夫して交通を確保する全国での事例があり、バス停設置や時刻表作成などの事業費は、内閣府など各省庁が指定した補助事業と見合う補助制度はないのか。また、特別交付金や補助制度を活用すべきだがどうなのか。

3点目に、宇多津町でも福祉タクシー券、75歳以上は1万2,000円を発行しており、地球環境に優しい省エネのコミュニティーバス——バッテリー電池、ソーラーカー——を運行すれば、交通弱者には非常に喜ばれるのだがどうか。

4点目に、移動交通に関する調査として75歳以上の免許を持たない高齢者、免許返納者、障害者、要介護や要支援の人の自家用車や公共交通を利用しづらい町民を対象としたアンケート調査や聞き取り調査をすべきだがどう考えるのか。

5点目に、旧町内での古い町並みの保存と復活、文化財としての町の観光資源を守るためにも観光客の誘致のためにも目新しい移動手段を考える時にきており、決断すべき時期に来ていると思うがどうか。

また、2島嶼部の港、病院、医院、買物、観光、地域資源の有効活用で人が動けば物が動く、金が動くとの立場での地域経済活性化の一環として交通政策をつくり、多度津町が安心して住みやすい町として町民の足としての移動手段であるコミュニティーバスの愛称、呼称を募集してみてもどうか。

6点目に、今後の取組について観光庁が主導するのは、問題解決に関わるモデル事業の実施と持続可能な観光指標の開発普及であり、積極的に問題解決に乗り出す気配はないので町自らが対策を検討すべきであり、対応は先延ばしにできないと思うが、町はどのように考えているのか。

以上、6点についてお尋ねを致します。よろしくご答弁をお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の新庁舎完成に向けてのコミュニティーバス運行実施についてのうちの1点

目、新庁舎等完成に向けてのコミュニティーバス運行実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の琴平町、宇多津町の2町の……。何か。

議員（尾崎 忠義）

時間がないので、続けて下さい。

町長（丸尾 幸雄）

いや、誰もいないんやけど。

じゃあ、続けさせていただきます。

まず、1つ目の琴平町、宇多津町の2町の取組をどう考えるのか。また、町としての具体策について答弁をさせていただきます。

琴平町の場合については、住民の足もさることながら、やはり観光資源を有効に活用するためのユニークなツールである一方で宇多津町の場合は、幹線バス等の地域間交通ネットワークを補完するための地域内フィーダー系統事業であり、両町がそれぞれの地域特性を生かすための施策であると考えます。両町ともに実証実験を開始するに当たっては、議員のご質問にありますように、運行コースや時間、停留所の位置等、様々な検討を行っています。しかしながら、停留所の遠さや運行時間に対する改善要望が寄せられており、利用者も増えていない実情であり、住民皆様の多様なニーズに応えることの難しさを改めて感じているところであります。両町ではアンケート調査や利用状況等を踏まえ、事業の成果や問題点、費用対効果等を検証し、持続可能性を検討していくことにしております。

本町におきましては、平成29年度に全町民のうち中学生以上からランダムに抽出した2,000人を対象に多度津町の公共交通に関するアンケート調査を行い、その調査結果を踏まえ、当面の間は高齢者福祉タクシー事業の拡充により交通弱者対策を進めることとしております。今後、琴平、宇多津両町の検証結果を参考にすることも含め、先進事例等の調査研究を行い、町民皆様の移動ニーズを的確に把握しながら、より効果的な方法を模索し、総合的な検討を継続してまいります。

この宇多津町と琴平町のコミュニティーバスに関しましては、宇多津町、琴平町の町長とよく話をしております。多度津町でもこの29年の時のアンケート調査におきましては、やはりコミュニティーバスの導入がいいんじゃないかという意見が多かったです。その中で検討したそのことのお話も申し上げましたが、少々時間が長くなるのはご勘弁願いたいと思います。懇切丁寧に答弁をしたいと思っております。

この中で、今、両町の町長と話をするに至りましても、なかなか今すぐに導入をしたいということではありません。そのネックとなっているのは、私どもが調査をした時と同じであります。やはり、バス停までの距離が遠過ぎる、また時間がかかる、それから一番の要望としては、ドア・ツー・ドアということでもあります。そういうことも2町の町長とか担当者と話をして、色々と意見を頂きながら、そういう結論に至っているところで

あります。今のところは、福祉タクシー事業を進めていくことと、それから新たにコミュニティバスではなくて、新たな公共交通機関の活用も、今、考えているところであり、あります。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（神原 宏一）

2つ目のバス停や時刻表作成などの事業費について、国が指定する補助事業と見合う制度はないのか、また特別交付金や補助制度を活用すべきだがどうかについて答弁をさせていただきます。

道路運送法におきましては、コミュニティバスあるいはデマンドタクシー事業などの導入を前提として、地域公共交通会議の設置が義務づけられております。この会議での協議、調整があつて初めて補助申請が可能となる補助金として、地域の特性に応じた生活交通の確保、維持、支援のための地域公共交通確保維持事業や快適で安全な公共交通の構築支援のための地域公共交通バリア解消促進等事業、地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画等策定の後押しのための地域公共交通調査等事業などがございます。これらの補助金やその他の補助制度、特別交付税措置につきましては、今後、公共交通の導入に向け具体的な検討を始める段階で調査研究を進めてまいりたいと考えます。

次に、3つ目の省エネのコミュニティバスの運行は交通弱者に喜ばれるが、どうかについて答弁をさせていただきます。

宇多津町におきましては、ご説明頂きましたように、東西各ルートが設定されており、1周に要する時間は、東西ルートが約40分、南北ルートが約1時間となっております。確かに環境に配慮した省エネのコミュニティバスなどがあれば、交通弱者の皆様の利便性は向上するものと思われれます。しかしながら、高齢者福祉タクシー事業に加え、コミュニティバス事業を実施すれば、本町の財政負担はさらに増加致します。財政状況や他の施策とのバランスなどを考慮し、限られた財源をどのように配分するか、予算全体の枠組みからコミュニティバス事業を考えていくことが必要であると考えます。

次に、4つ目の75歳以上の免許を持たない高齢者や免許返納者など自家用車や公共交通を利用しづらい町民を対象としたアンケート調査や聞き取り調査をすべきだがどう考えるかについて答弁をさせていただきます。

そもそも公共交通とは、不特定多数の人が利用できることが大前提にあることから、ご質問のような特定の状態にある方のみを対象としたアンケート調査につきましては、実施することが不適當であると考えます。先ほど町長が答弁致しましたように、本町では、平成29年度に多度津町の公共交通に関するアンケート調査を行い、その調査結果を踏まえて、当面の間は高齢者福祉タクシー事業を拡充して対応しているところでございます。現在、新たなアンケート調査を実施する予定はございませんが、庁舎の移転の影響や新型コロナウイルス感染症の拡大による行動様式の変容などにより、町民皆様の移動ニーズに大きな変化が生まれた場合には、改めて検討したいと考えます。

続きまして、5つ目の古い町並みの保存と復活や町の観光資源を守るためにも観光客誘致のためにも目新しい移動手段を考える時期に来ていると思うがどうか、及び町民の足としての移動手段であるコミュニティーバスの愛称、呼称を募集してみてはどうかについて答弁をさせていただきます。

合田邸を中心とした古い町並み保存につきましては、2カ年にわたり重要伝統的建造物群保存地区に係る調査事業を行い、間もなくその調査結果が明らかになることと思えます。確かに保存地区に該当する地域では、町外からの訪問客も徐々に増えつつあると認識をしております。しかしながら、多くの方は自家用車の利用や多度津駅からの徒歩での訪問であり、移動手段としてのコミュニティーバスの必要性は低いものと考えます。

また、コミュニティーバスの愛称、呼称の募集につきましては、本町において公共交通の導入が明確になった段階で検討してまいりたいと考えます。

続きまして、6つ目の住民の足の確保という問題解決に向けて町自ら対策を検討すべきことについてどう考えるかについて答弁をさせていただきます。

運転免許証の自主返納が進むなど高齢者の足の確保が重要になっていることは十分認識しているところでございます。そのため、本町では高齢者福祉タクシー事業を拡充し、対応しているところでございます。令和元年度の利用状況を見ますと前年からの要件緩和により、利用人数が1,594人から2,795人に約1.75倍増加し、タクシー券の利用枚数も9,353枚から2万9,292枚に約3.13倍増加し、利用額も約1,000万円増加しております。しかしながら、対象者全体に占める利用率は、39.37%とまだまだ高いと言える状況には至っておりません。今後、本事業の利用率が増加し、本町の財政負担が拡大する中で、これに加えてコミュニティーバス事業あるいは代替事業を導入するためには、本町財政がこれに耐え得る状況になればなりません。現在の厳しい財政状況におきましては、経費を捻出することは困難ではありますが、町民皆様の実情を把握しながら、引き続き本町にとっての最良策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありましたけれども、非常に否定的な考え方でございます。私は、この18年間ずっとこのコミュニティーバスは言い続けてまいりました。この中で、やはり町民の皆さんの声というのが、ぜひコミュニティーバスを走らせてほしい、福祉タクシー券は非常に距離的にも不公平もあるし、それから利用が1万円ということになれば、利用の回数が少ないということで、高齢者の方は非常に困っております。

そういう意味におきまして、ぜひこれは実現するように、琴平町と宇多津町では実証実験、つまりお試しということでやっとなる訳でございます。もちろん、財政的な問題もあるかと思いますが、まず足を踏み出すということが大事ではないかと思えます。そういう意味におきまして、私は財政困難な中でこういうことを言っておりますが、問題はやはりそういう政治姿勢が、町民の皆さんが動いたら、その分だけコミュニティーも広

がる、また健康問題、認知症の予防にもなるということで、その辺から保険の面から見ても財源は非常に軽くなるということで、プラス・マイナスではプラスになるということにしておりますので、実証実験ということでぜひやって頂きますようお願いしたいと思えます。

次に、2点目の第3波コロナ危機の下での町の対策についてであります。

1、年末年始に向けて、暮らしと営業を守る取組が急務となっております。多くの制度は今年中に期限切れを迎えます。コロナ感染症が急増する中、先行きの見えない不安が広がり、年末に向けて倒産、廃業が急増する恐れがあり、中小企業の廃業、倒産、リストラ、解雇、雇い止めなどの雇用危機が進行すれば、大不況の悪循環に陥り、コロナ危機から経済恐慌に深化させてしまうかどうかの、今、瀬戸際に立っております。町の緊急支援策はどうするのか、お尋ねを致します。

2点目に若者、学生が都会から町へ帰ってくるなどで人口移動があり、来年の成人式でのコロナ対策の取組についてどのようにするのか、お尋ねを致します。

3点目に、インフルエンザ予防接種ワクチン不足により、高齢者、学童など接種の必要な方が予約しなければ受けられない状況が続いており、町ではどのように考え、対策を取られているのかお尋ねを致します。

4点目に、コロナ危機による地方税の減収見込みを理由に、住民サービスの削減で歳出抑制を図ろうとする自治体がありますが、地方税減収減を地方交付税等で穴埋めをし、町財源を確保すべきだが、来年度の町予算編成の見通しと町の一般財源はどうするのか。また、今年度の町の税収減に対する国の支援制度の積極的活用をすべきだがどのように考えているのか、お尋ねを致します。

5点目に、国の第2次補正予算の中に児童福祉施設等の職員に対する人件費にも活用できる1施設50万円の予算があり、この予算を活用して学童保育職員——つまりパート職員へも支給できる——こういうことへ慰労金を支給できますが、今年度限定であるということなので、支給を急ぐことと思えますが、町はどのように考えているのかお尋ねを致します。

以上、5点について質問を致します。よろしくお願ひ致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の中小企業に対する緊急支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、多度津商工会議所で実施しておりますプレミアム付商品券の購入に対し、3,938通の申込みがございました。厳正な抽選の結果、2,532枚が当選となり、20%のプレミアム分と20%の食事券が上乘せされ引換えが行われております。応募ハガキの応募数は、ある民間企業での賞与が前年度比で50%の減になることや人事院勧告による公務員の賞与の減額との報道があった頃から一層増加したようでございます。この反応からも、住民の方々が心理的に景況悪化を感じているのではないかと推察されます。11月22日より、引換えを開始した同ブ

レミアム付商品券は、既に町内の商店や飲食店で広く流通し、年末に向けて一定の経済効果を見ることができています。中でも食事券の多くは、町内の個人経営の飲食店で利用されております。また、国の同交付金を活用して実施しているその他の事業に関しましても、申請者の方々からはおおむね良い評価を頂いているように感じてございます。しかし、第3波といわれるコロナ禍にあり、資金繰りのために国のセーフティーネット保証を活用される認定申請が継続的に行われている状況にあることから、経済的な危機感を強く感じてございます。

政府は今年8日に、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定し、第3次補正予算案が編成されることになりました。その経済対策では、第1に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、第2にポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、そして第3に防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を3本柱としてございます。コロナ関係の対策と致しましては、企業が従業員に支払う休業手当の一部を国が補填する雇用調整助成金の特例措置を現行水準のまま来年2月末まで延長する、また雇用維持のために出向元と出向先の双方の企業を対象とする助成制度の創設等が図られるようになってございます。今後は、閣議決定された経済対策等の内容を確認し、適正な事業が遅滞なく実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の成人式におけるコロナ対策の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の成人式は、例年新成人や保護者などを含めて250名から300名程度の出席がございました。今年度の出席者も例年と同程度、もしくは新型コロナウイルスの影響により少なくなると見込んでおり、会場である「サクラートたどつ」の定員が1,000名であることを考慮すると、密集した状態にはならないと考えています。そのため、他市町で実施されているような2部制にするなどの予定はございません。今年度も新成人によるプロジェクトチームを組織し、式典内容等を協議致しますが、今年度については感染予防として来賓等の案内を最小限にすることや式典の内容を一部中止または変更することで式典時間の短縮を図ることや2階ホワイエで行っていた呈茶の催しも実施しないことと致しました。また、本年度の出席予定者にはマスクの着用や新成人1人につき保護者2名までの参加をお願いするといった注意事項を記載したハガキを追加で送付致しました。なお、当日は入館時の検温や手指の消毒、座席の間隔を空ける席の配置、接触確認アプリのインストールの周知や入り口のドアを開けて換気を行うなどの対策を実施する予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のご質問のうち、3つ目と5つ目の質問について一括して答弁させていただきます。

す。

まず、3点目、インフルエンザ予防接種のワクチン不足をどう考え、対策を取っているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

今期のインフルエンザワクチン予防接種については、例年どおり10月1日より予防接種費用の公費負担事業を開始しております。さらに今年度は、県においてもインフルエンザ等の感染症の流行による罹患患者の増大や新型コロナウイルス感染症等の併発による重症化等を防止するため、予防接種費用助成事業を開始し、本町もこの事業を活用し、実施しております。特に今年度は感染症予防対策として、早期よりワクチンを接種される方が多く、町内に限らず近隣市町の医療機関でもワクチンが不足している状況であり、本町医師会に確認したところ、現在ワクチンの入荷はなく、今後の見通しも立たない状態であるとのことでした。町と致しましては、町民の皆様には新型コロナウイルス感染症と同様、まずはマスクの着用と小まめな手洗い、ソーシャルディスタンスの確保などお一人お一人の感染防止対策や密集、密接、密閉の3密を避けるなど新しい生活様式の継続に努めて頂くよう町ホームページ等で周知しており、今後も状況に応じた対策を講じてまいります。

続きまして、5つ目の児童福祉施設等の職員に対する慰労金の支給について、町はどのように考えているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

国の第2次補正予算では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、都道府県を実施主体とし、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急的に必要となる感染拡大防止や児童福祉施設等の職員の支援等として452億円が計上されました。議員がおっしゃる1施設当たり50万円の支援でございますが、内容と致しましては感染防止のための備品の購入やマスクや消毒液などの購入のほか、職員が勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当が対象となっております。本町におきましても、町内保育所及び各校区放課後児童クラブより希望のあった必要備品や消耗品について、交付申請をしているところでございます。

議員ご質問の保育士の慰労金としての支給については、この事業の対象経費に含まれないことから、町と致しましては現在のところ支給する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員のご質問の4点目、コロナ禍における来年度の予算編成の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、個人住民税や法人住民税をはじめとして、地方税の減収が見込まれます。地方税の減収分のうち、理論上75%につきましては、地方交付税の交付により補填されることとなりますが、それ以外の部分につきましては、税外収入の増加や歳出の抑制などにより本町で対応しなければなりません。し

かしながら、議員ご指摘のとおり、町税の減収を理由として、安易に住民サービスの削減を行うことはしてはならないと考えております。中・長期の収支バランスについての展望を持ちながら、町民皆様への影響度と事業継続の必要性の観点から、既存事業の廃止や縮小、統合等も含めた抜本的な見直しを行うとともに新規事業につきましては緊急性や安全性などを勘案し、優先順位をつけ、慎重に実施することで歳出抑制を図ってまいります。

来年度の予算編成につきましては、各課からの予算要求に基づき進めているところでございますが、地方税の減収が見込まれる中、新庁舎整備などに係る一時的な歳出の大幅な増加もあるため、多額の財源不足が生じる見込みとなっており、財政調整基金からの多額の繰入れによって補填せざるを得ない状況になると想定されます。このような厳しい状況の中、真に必要な住民サービスの低下を招かぬよう、適切な歳入の把握と緊急性や安全などの観点から、歳出を抑制しながら予算を調製してまいります。加えまして、地方税の減収に対する国や県の支援制度などにつきましても、あらゆる情報を収集、分析しながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま教育課より、成人式におけるコロナ対策の取組についての答弁がございましたが、特に今年は第3波が都会で非常に異常な勢いで広がっております。その意味におきまして、会館ではもちろんそのようにしてでも、終わってからは、成人式を終わったら、皆さん同級生、やっぱり会食あるいは交流、様々な催物を計画されていると思いますが、そういう意味におきまして、これは個人責任ではなく、成人式を主催した、町が主催したものでありますから、十分その辺を、成人式を終わってからの周知も徹底して頂きたいことを強く要望するものでございます。

それでは次に、3点目のデジタル化と学校現場での教育課題についてであります。

国連子供権利委員会は、新型コロナウイルスが子供に及ぼす重大な身体的、情緒的、心理的影響について警告し、子供の権利の擁護を求めるとの声明を発表し、国連加盟国に対して、新型コロナウイルス対策における子供の権利の尊重を求め、その趣旨では、3、項目の2、オンライン学習が子供間の不平等を拡大させてはならない、またオンライン学習が生徒と教員の交流に取って代わることがあってはならないと声明で述べられております。政府や教育産業からは、GIGAスクール構想が発信されていますが、家庭でデバイスやネット環境を買い揃えたり、学習に用いるデバイスをネットワーク上で安定的、継続的に運用することは、経済的にも技術的にも容易なことではありません。授業コンテンツの発信側である学校の条件整備が進んでも、受信側である家庭にそれを求めることは難しく、新たな教育格差を生みかねません。また、個別最適化とは、結局のところあらかじめ一定の学習プロセスがプログラムされた学習にほかならず、子供の思考をあらかじめ定められた水路に導いていく教え込みに陥りかねません。従って、こ

ういう時こそ学校教育の基本に立ち返って、学級規模を小さくして、3密を作らないようにしつつ、教室内のコミュニケーションを確保しながら、豊かな学校生活を確保することに力を注ぐべきだと思うが、教育長の考え方はどうかお尋ねを致します。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

尾崎議員のデジタル化と学校現場での教育課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、オンライン学習についてです。

現段階でのオンライン学習は、臨時休業等の不測の事態にあっても、ある一定の学びの保障を実現するためのものであり、それがそのまま教育課程を実施するための授業の代わりになるものとは考えていません。先生と児童・生徒とが対面して行う授業、児童・生徒同士が同じ場で交流して学び合う授業が大切であることは、これまでどおり変わらないと考えています。また、オンライン学習における子供間の不平等が起らないように、教育委員会として次のような対応を考えています。

まず、本年6月に、各家庭のインターネット環境の整備状況を小・中学校の保護者に対してメールで調査をしました。そして、その結果を踏まえて、インターネット環境が整備されていない家庭への支援策として、教育委員会で購入したモバイルルーターを貸し出し、家庭の通信環境を支援する整備を進めております。モバイルルーター通信費については、就学援助等を受給している世帯については町費負担とするなどの対応を検討しています。オンライン授業で利用できるコンピューター等がない家庭については、今年度整備予定としているタブレット端末を家庭で利用できる対応を考えています。これらの整備が整えば、どの子供も家庭でオンライン授業を受けたり、操作技術等の問題のある児童・生徒は登校し、校内で分散しながらのオンライン授業を受けたりすることもできると考えています。

続いて、個別最適化された学びについてです。

個別最適化された学びとは、児童・生徒一人一人に合わせた教材の提供、一人一人に合わせた学習環境の提供などが重要な要素となっています。これまでも学校では長い年月をかけて、一斉授業の中での声の対応を位置づけた授業づくりに取り組んできました。子供たちは、1つの事柄を学ぶ時にも、興味、関心は多用であり、また既習の学習状況にも違いがあり、全ての子供の学びを十分に保障していくのは難しい現実があります。そこで、今回のGIGAスクール構想では、それらを解決していくことも一つの狙いとしています。例えば、既に本町の学校でも取り組まれています。タブレット端末等のICT機器に多様な資料を用意し、子供自身が選択することで能動的な学びを実現したり、授業の終末には、個々の学習状況に合わせた振り返りの学習活動を複数準備したりするなどの対応が省力化して実現できるようになっています。今後さらに進化していけば、一人一人の理解状況や適性に合わせて、発達障害を持つ子供、日本語指導が必要な

子供、特異な才能を持つ子供にも個別最適化した学習環境等が提供できるものと考えられます。

最後に、学級規模を小さくすることについてです。

35人以下の少人数学級編制については、香川県では小学校1年生から4年生で、中学校は1年生で実施されています。また、そのほかの学年でも本町では各学校の弾力的な運用で、全ての学年で35人以下学級編制が実施されています。今後も国の施策として1学級の少人数化が推進されていくと考えられていますが、30人以下の学級編制も話題となる中、集団で関わり合いながら学ぶ環境として何名程度が適切な学級規模なのか、あるいは学級数増加による教員の基礎定数増により、現在実情に応じて配置をされている加配教員の配置に支障が生じないことなども視野に入れながら、県教育委員会への要望や意見を届けたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に4点目の介護保険20年、第8期に向けての保険料引下げについてであります。来年度から介護保険制度は、第8期に入ります。2000年に始まった同制度は、3年ごとの保険料改定で平均保険料は2倍を超えました。しかも、介護サービスの取上げ、介護施設の慢性的な不足で介護難民、介護離職が社会問題化しており、保険あって介護なしという状況であります。さらに、菅政権は今年度総合事業の対象を要介護者にも広げることを含んだ省令改正まで強行しております。20年余りで介護保険料は2倍になった保険料の引下げをはじめ、コロナで奮闘する事業所への支援、住民、利用者の負担軽減、職員の処遇改善、公的給付の拡充などが必要と思われませんが、町の考え方はどうか、最後にお尋ねを致します。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の介護保険料引下げについてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護保険の財源内訳につきましては介護保険法で定めており、国や県、町が負担する公費部分が50%、40歳から64歳の方の介護保険料部分が27%、65歳以上の方の保険料部分が23%で運営されております。議員ご承知のとおり、第9期多度津町高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画につきましては、2計画を一体のものとして現在策定中でございます。この計画において、65歳以上の介護保険料については、町で必要な介護サービス給付費の総費用の見込みに65歳以上の方の負担分23%を乗じ、保険料収納率や65歳以上の方の人数を基に介護保険料の基準額を算定しております。介護サービス給付費が増加傾向にある中で、保険料の引下げを行い、保険料収入である23%の負担分を賄えなくなると県より介護保険財政安定化基金の貸付けを受けることになり、次期の第9期介護保険事業計画では貸付けを受けた返済を含めた保険料基準額の算定を行う必要が生じ、大幅な保険料の引上げを招くことになりかねないことから、引下げは困難であると考えております。

また、事業所への支援や利用者負担、職員の処遇改善などについては全国的な課題であり、国において検討が行われているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

様々な問題について質問致しました。ご答弁有難うございました。  
私の最後の質問を、これで私の一般質問を終わります。